

第399回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和4年12月5日(月) 14:00～14:20

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 お待たせいたしました。

ただいまから「第399回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いします。

○田中総務課長 事務局でございます。

本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「小売電気事業に関する制度的措置に係る経済産業大臣への建議について」に関しまして、池田取引監視課長から御説明を、よろしく申し上げます。

○池田取引監視課長 資料3-1を御覧ください。

昨今の小売電気事業を取り巻く市場環境等を踏まえ、本年7月以降、制度設計専門会合

において4回にわたり小売電気事業に関する今後の対応について検討を行ってまいりました。その結果を御報告するとともに、制度的措置が必要な事項については、その実現を図るよう準備していただきたいというのが、本件議題の趣旨でございます。

「1. 経緯」です。

小売電気事業者の撤退が増加していることが議論の出発点です。

自由化後の小売電気事業の規制制度は、競争の結果としての市場淘汰等が当然起こり得ることを前提に、仮に小売電気事業者が倒産、退出しても、一般送配電事業者からの送電は直ちに停止することはない等の仕組みとすることによって、需要家保護を図ることとしております。

このため、小売登録要件には、経理的基礎を求めておりませんし、国による財務、経理状況の事後監視も予定していないのが、現行制度となっております。

さはさりながら、小売電気事業者が突然事業を休廃止することとなれば、需要家にとっては、新たな契約先を探すための時間的余裕が与えられないまま放り出されることになり、需要家の利益が害されることとなりますし、インバランス料金、託送料金等の未払いを残したまま撤退すれば、それは、広く需要家全体に負担を負わせることとなり、社会的負担が増大することとなります。

ここから、資料3-2に移りまして、実際に5ページのとおり、小売電気事業者の倒産、撤退に関する需要家からの相談窓口への問い合わせ件数は急増しておりますし、6ページのとおりインバランス料金の未払いは450億円にも達する状況でございます。

このため、7ページのとおり、専門会合においては、需要家保護と社会的負担の抑制の観点から、小売電気事業者に関する今後の対応について、事業開始時、事業開始後、事業撤退時の3段階に即して検討していただきました。

8ページからが、第1段階の事業開始時の論点に関する専門会合の検討結果です。

9ページ、これまでの小売登録審査においては、決算書類の提出を求め、1年間の事業継続性の有無には注意を払って審査を行ってきましたが、10ページのとおり、今後の方向性として、申請者に対しては、中期的な事業継続性についても説明を求めることとし、事業計画の作成プロセスを通じて、市場リスク等の分析や、リスク管理体制の構築を促してはどうか。

さらに11ページのとおり、具体策として、小売登録審査に必要な書類として、リスク分析管理に関する様式と、これを反映した3年分の事業計画を追加することが結論ござい

まして、関係法令等に、これらを規定してはどうかというのが、資料3-1の別添の、経済産業大臣への建議事項(案)、1.でございます。

資料3-2に戻りまして、12ページからが事業開始後の論点に関する検討結果です。

現行制度は、小売電気事業者の事業継続性に関する特段の措置は設けておりませんが、14ページのとおり、今後の方向性として、事業者が事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、資金の概況やリスク管理体制の運用状況を国に報告させるとともに、15ページのとおり、セルフチェックの実効性を確保するために、国がモニタリングすることとしてはどうかと。

さらに、その具体策として、リスク分析、管理に関する様式を年1回の頻度で、定期的にセルフチェックをし、電力取引報の一部として国に報告させるとともに、17ページ、資金の概況を、同じく電力取引報の一部として四半期に1回の頻度で報告させる。

さらに21ページのとおり、財務状況等に関する情報を需要家に開示することを望ましい行為として小売営業ガイドラインに追記することで、情報提供の促進を可能な範囲で図るというのが結論でございます。

ただし、資料3-1の2.(2)のとおり、事業者によるセルフチェックについては、効果的、効率的なモニタリングのためには、報告様式のデジタル化が必要であり、その様式の検討に当たっても、今後のシステム開発の結果を踏まえる必要があることから、今回の建議内容は、財務状況等の開示に係る小売営業ガイドラインの追記のみとし、セルフチェックについては、システム開発が進んだ後、改めて建議することとしてはどうかと、事務局としては考えてございます。

資料3-2に戻りまして、22ページからが、第3段階、事業開始後の論点です。

23ページのとおり、今後の方向性として、インバランスの未払いの抑制と、需要家への十分な周知期間の確保の2つを議論していただきました。

インバランスの未払いの抑制については、24ページのとおり、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3か月程度の期間が必要となることから、未収額の増大の原因となっているところ、今後の具体策としては、25ページの下図のとおりでございます。調達率の急激な低下、大規模なインバランスの改善要求に応じない場合の3つを満たす場合に、一送が保証金を求める必要性と、小売電気事業者の事情を十分に考慮し、慎重な判断の上で保証金を請求し、これを支払われないことを理由に解約することを許容するというものでございます。

ただし、これは、制度的な対応等を伴うものではないため、建議事項（案）の中には含めてございません。

需要家への十分な周知期間の確保につきましては、33ページ目のとおり、現行の小売営業ガイドラインでは、小売電気事業者に対し、15日程度前までに需要家に開示の予告通知を行うことを求めているところ、需要家都合ないし需要家の責めに帰すべき理由による開示の場合はこれでよいとして、そうでない場合は、需要家が切替先を検討して申し込むための期間を考慮し、30日以上周知期間が必要ではないか。

さらに34ページのとおり、1万件以上の契約を解除する場合や、特高・高圧の場合などは、更にそれよりも長い周知期間が必要ではないかということを議論いただきました。

この30日のミニマムラインについては、資料3-1、別添の3.(1)、①のとおり、建議書（案）では「30日以上（例えば60日）」という表現にさせていただいております。

次に、資料3-2に戻りまして、託送解約のように、小売電気事業者が撤退時期を自由に決定できない場合について、現行の小売営業ガイドラインでは、一般送配電事業者の側に対してのみ供給停止1か月程度以上前からの需要家周知を求めています。35ページのとおり、小売電気事業者にも、解約を回避する見込みがないと自ら判断したタイミングで、需要家の周知を求めるとしてはどうかという結論になりました。

さらに37ページ、「分かりやすい周知の仕方についてのルール整備」、38ページ、「部分撤退時の周知の明確化」、39ページ、苦情問い合わせの処理体制についてのルール整備についても必要であるという結論に至り、40ページ、小売解約に関連した、もう一つの課題として、今年の5月頃、公衆街路灯の解約申込みの方法が電話のみに限定していたことが原因となって、需要家である地方公共団体との間で「電気代が過大請求された」、「いや、解約申込みを受けていない」とのトラブルが起きたことを踏まえ、需要家からの解約申込みの手続について、複数の手段が利用可能であることが望ましい旨、ガイドラインに明記すべきという結論になりました。

資料3-1の別添の建議事項の、3.(2)から(5)は、その結論の具体化を経済産業大臣に求めるものでございます。

以上、制度設計専門会合で御議論いただいた内容を御報告するとともに、監視等委員会として、資料3-1の2.のとおり、以上の事項を別紙（案）のとおり、経済産業大臣に建議するということが議案でございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、経済産業大臣へ建議することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に建議することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「特定小売供給約款の変更認可申請に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、池田取引監視課長から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　　資料4を御覧ください。

令和4年11月、みなし小売電気事業者から、経済産業大臣に対して、電気事業法（平成26年改正法附則第18条第1項）の規定に基づき、特定小売供給約款の変更認可申請が行われたことを踏まえまして、経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対し、同規則25条の5第1項第1号の規定により、認可に係る意見聴取がございましたところ、当該意見聴取への対応方針について、御審議を頂きたいと思っております。

まず、「1. 経緯」でございます。

今般申請のございました小売電気事業者は、全部で5社、11月24日申請が東北電力株式会社、同月25日申請が中国電力株式会社、同月28日申請が四国電力株式会社と沖縄電力株式会社、そして同月30日申請が北陸電力株式会社です。

そして、それぞれ12月1日付で、経済産業大臣から、監視等委員会に対しまして、これら変更申請の認可について、監視等委員会の意見の求めがございました。

2つ目に、「当委員会の対応」でございます。

検討事項としましては、申請のあった料金が、料金算定規則に則って算定されていることを前提に、審査要領に対して妥当なものであるのか、検討することとし、(2)のとおり、料金制度専門会合において、これら申請に係る査定方針（案）等を、中立的、客観的、か

つ専門的な視点で検討していただくこととしたいと考えてございます。

専門会合における審査プロセスは、次のページの図のとおりでございまして、まず、前提条件としての経営効率化の努力、そして、電力需要の想定、電源確保の計画の妥当性について審査いただき、次いで人件費、燃料費、購入の電力量等の各費用ですとか、控除収益、資金調達コストの精査を行いまして、次いで需要家部門と規制部門の費用の配賦と、レートメークの妥当性を御審査いただき、査定方針（案）を取りまとめることとなります。

また、この検討プロセスにおきましては、附則第22条に基づく公聴会や経済産業大臣が募集する国民の声、関係省庁等からの御意見を踏まえることとしておりまして、これら御意見のうち、査定方針（案）に関連するものについても、専門会合で回答（案）を検討いただきます。

その上で、専門会合において査定方針（案）が取りまとめられ次第、監視等委員会において審議いただきまして、経済産業大臣への回答（案）を審議し、回答内容を決定いただくとともに、専門会合で検討された関連する御意見への回答（案）を御審議いただき、回答内容を決定するというプロセスを、事務局としては考えてございます。

御説明は以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

（質問、意見等：なし）

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異論：なし）

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり対応することといたします。事務局におかれましては、この方針で進めていただきますようお願いいたします。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございませんでしょうか。

○田中総務課長　　事務局から1点お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。「一般ガス導管事業の供給区

域の変更許可について」につき、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——